

N・チェムバレンの宥和政策とムツソリーニの外交(二)

北島平一郎

目次

- 一、N・チェムバレンとムツソリーニ
- 二、第一次世界大戦前英仏両国の対伊融和外交
トリポリタニア、キレナイカ
伊土戦争
一九一五年四月二六日ロンドン条約
- 三、第一次大戦平和条約における英仏伊三国
第一大戦秘密条約の廃棄
イタリヤの第一大戦後獲得領土
- 四、ムツソリーニの抬頭と英仏両国外交
フィウメとコルフ島砲撃
ロカルノ条約
ヒットラーの抬頭と英仏伊三国外交
英独仏伊四国協調構想
- 五、四国協定原案(一九三三年三月二〇日)
四国協定案の討議
四国協定の成立(一九三三年六月七日)

1. N・チェムバレン (Neville Chamberlain) とムッソリーニ (Benito Mussolini)

論

N・チェムバレン英国首相が、一九三八年九月二十九日ミュンヘンでズデーテン問題解決のためにヒットラー (Adolf Hitler) 独首相と会談を行った時その会談開催に大きな役割を演じたのが、ほかならぬムッソリーニ・イタリア首相であった。ムッソリーニは、欧州政治家として国際会議を主催し、そこに大きな力をふるって自己とイタリアの力を内外に見せつけることに一種の目的意識を有する人物であった。それは、彼の主催にかかる四国協定 (Le pacte à quatre) やストレーザ戦線 (L'accord de Stresa) の例をみれば明らかである。そしてこの時もムッソリーニは、N・チェムバレンやヒットラーの要請によってミュンヘン会談開催に努力を致し、イタリアにとっては現実的に直接の利益をもたらさない仕事に情熱をかけている。ここからも彼の会議主催好きの性向がうかがえる。

N・チェムバレンとヒットラーにとって、ミュンヘン会談開催のためにムッソリーニがどれだけ必要であったのかは、なかなか一概に付度できない。⁽¹⁾ N・チェムバレンは、とにかく会談を開いてヒットラーに問題の平和解決を訴える絶対的必要を感じていたことは確かであるけれどヒットラーも自ら、内心は会談開催の必要を感じていたのかもしれない。それがことの成りゆき上、会談に背を向けて強気一点張りの武力解決を主張しつづけていたのかもしれない。そうでないとしても、N・チェムバレンを頂点とする平和解決要請の波状にヒットラー自身は、会談を不必要で無駄なものと考えていたとしても少なくともそれに一顧を与えることぐらいは、この際しなければならぬと考えていたのかもしれない。⁽³⁾ そうとすれば、ムッソリーニが仲介的役割をとにもかくにも演じてくれることは、ヒットラーにとりまた好ましき必要性を有することであった。

いずれにしろムッソリーニは、こうした雰囲気の中でミュンヘン会談開催のイニシアチブをとることとなったのであった。そしてこうした会談の背景からムッソリーニのこの一挙は、欧州の耳目を聳動し英独両国を手玉にとる如くみえた、実に彼一世一代の大舞台となるのであった。本稿においては、このN・チェムバレンのミュンヘン会談にムッソリーニ外交の占めた位置と役割を正確に解明したいということが目的となる。そしてこのことから、英仏両国の独伊二国に対する融和(Conciliation)、宥和(appeasement)政策のあり方分析への一助としたい考えである。英仏両国特に英国は、第一次大戦後、戦後平和——いわゆる勝利者の平和——を敗戦側に押しつけることに熱心であった。これが、英国のベルサイユ条約の非違を是正してまでこれを貫徹したいという願望、そしてそれがミュンヘン会談に連結する、その態度となるのであった。フランス外交は、結局英国のこの外交に追隨するのである。英仏両国の独伊二国に対する融和、宥和政策とは、このことを指す。これを背景として、いまあげた問題の解明を行いたいのが本稿の目的である。

- (一) Documents on German Foreign Policy, 1918-1945, Ser. D (1937-1945), Vol. II, Germany and Czechoslovakia, 1937-38, ed. by J. W. Wheeler Bennett, R. J. Sontag, M. Baumont and others, No. 624, 26 Sept. 1938, No. 627, 26 Sept. 1938, No. 641, 27 Sept. 1938 & No. 659, 28 Sept. 1938, H. M. S. O., London, 1950, pp. 952, 954, 972 & 991. チェッコスロバキア問題が急迫していた時でもイタリアにおけるその欧州情勢への対応は、N・チェムバレンからムッソリーニに対するいわゆるミュンヘン会談開催への協力要請があるまでは他の地域の問題に限られていた。一つはユーゴスラビアがチェッコ問題については、小協商のよしみでその反応は、自重的なものであって欲しいといったもの。またスペインが一旦緩急ある場合には、イタリアに友好中立を守るだろうという願望的観測。スペインにおけるイタリア義勇軍(三万二千兵員と二四〇飛行士(airmen))の移動問題、また引揚げ問題そしてイタリアのアルバニアへの野心の強さ、等々であった。しかしムッ

ソリーニ自身は当時、時々の演説でN・チェムバレンの平和努力に言及している。Ibid., No. 661, Rome, 28 Sept. 1938, the German Ambassador in Italy (Mackensen) to the German Foreign Ministry, pp. 993-94. Lord Perthによれば、N・チェムバレンは、平和維持のためのあらゆる現存の可能性 (all existing Possibilities) をつくした後、唯一の残存可能性 (but one remaining possibility) として、ムッソリーニのヒットラーに対する友情をヒットラーに対する影響として使うことを申し出た、とある。こうしてムッソリーニはヒットラーに、彼がつねにフェラー (the Führer) の側に立っていること、願わくばヒットラーの最後通牒の期限を二四時間延ばして欲しいこと、そうすれば平和が確保される別の道が開けるであろうということを申し出たのであった。そしてこれは全くヒットラー個人の決定にかかるとのこと、そしてヒットラーがどんな決定を下そうとムッソリーニはヒットラーの側に立つことをかえなないことがつけ加えられたのであった。

- (2) In Search of Peace, Neville Chamberlain, Books for Libraries Press, New York, first published 1939, reprinted 1971, pp. 197-98. ベース卿の先の言明にかかわらず、N・チェムバレンは、一九三八年九月二八日の歴史的下院演説の中で、ムッソリーニへの協力要請をサラリとのべている。「私は同時に次のメッセージをムッソリーニ氏に送った。私は今日ヒットラー氏にズデーテン問題を解決するのに武力を行使しない、ようにという最後の要請を行った。これは、私は確信するのだが、少しの議論で解決され、そして基本的領土、人口そしてその移動の間のズデーテン人とチェック人に対する保護を与えることになる問題である。私は直ちにベルリンに行き、ドイツ人とチェック人代表、そしてもし総統が望むなら (desire) フランス人とイタリア人の代表との間でこれらの調節を議論するべしと申し入れた。

私は貴下に、貴方が代表されることを欲していることをドイツ総統に告げ、なお彼にわれわれの民衆を戦争から守ることになる私の提案に同意するよう要請 (urge) して欲しい。私はすでにチェッコの約束が実行されることを保証し、一週間に内完全な協定が成就されることを確信している。」その言い方にかかわらず、ムッソリーニに対する言及がこれだけなされていることが、彼の役割の重大さを充分物語っていると見える。

- (3) Documentary Background of World War II, 1931 to 1941, ed. by J. W. Ganteben, Octagon Books, New York, 1975, pp. 688-90, Letter from Adolf Hitler to the British Prime Minister, 27 Sept. 1938. 一九三八年九月一五日の、ルヒテスガーデンの両者会見から九月二九日のミュンヘン会談まで両者は会談し、書簡を交換し、遅々と交渉が続いている。このヒットラーの書簡でも、彼はこういって話をむすんでいる。「……余は、これらの事実に基づき、ブラーグ政府の戦争

努力をくじぎ、それを最後の瞬間に理性にたちかえらせるための、余がここで改めて敬意を表する貴下の努力を継続されるかどうかを考慮されることを貴下におまかせする。」
(4) 広辞苑、新村出編、融和＝融解して相和すること。うちとけて仲のよいこと。意思が疎通して和睦すること。宥和＝ゆるして仲よくすること。

二、第一次世界大戦前英仏両国の対伊融和外交

トリポリタニア、キレナイカ

英仏両国のムッソリーニ政権に至る対伊融和外交を検討する場合、これを一九世紀後半からはじめるのが適當である。この時代の英仏両国の外交は、もちろん一九〇四年の英仏協商 (L'accord franco-anglais de 1904) あるが、この両国間の協調そのものが問題であったが、対伊外交についてはイタリアを独逸両国との三国同盟 (Triple Alliance) から引き離すというのが大きな目標であった。しかしビスマルク (Otto von Bismarck) はすでにこのことあるのをおもんばかって、英国とイタリア、オーストリア間に一つの協調を完成させていた。それは、英伊地中海協定 (L'accord méditerranéen) とそれへのオーストリアの参加であった。これは、一八八七年二月と一二月のことであった。この協定において英伊両国は、地中海、アドリア海、エーゲ海、黒海の現状維持、トルコ保全を約束した。しかしその約束の裏にある真意は、英国はイタリアに対しトリポリタニア、キレナイカ(リビア)における、イタリアは英国に対しエジプトにおける行動の自由をそれぞれ認め合ったこと⁽¹⁾にあった。英国はイタリアに対しリビアを認めることによって、ビスマルクの統率の下に対伊融和を果たしたのであった。

フランスは、三国同盟の直接の敵対国と目された国であった。もともとフランスが、ビスマルクの示唆によってア

ルザス、ロレーヌ (Alsace-Lorraine) から眼を転じ、チュニジアに進出したことが同地に熱いまなざしをそそいでいたイタリアをあわてさせ、これを対独塊接近に導くことになったのであった。それが一八八二年の三国同盟の成立となるのである。しかし情勢は変わり、三国同盟から疎外された英仏露三国が同盟に対抗すべく、彼ら三国間の敵対を止揚して接近をはじめるとともにフランスも対伊融和の方向に踏み出した。その時のフランスの対伊外交の目的物は、やはりトリポリタニア、キレナイカであった。そしてこれをイタリア勢力圏として認める代償に、フランスは次の約束をイタリアから得た。「三国同盟の更新には、対仏侵略の一切とまた対仏攻撃へのイタリア参加の約束、対仏侵略の性格をもつ一切の宣言、公文等は存在せず、また付加されない。」これは一九〇二年六月四日のことであった。⁽²⁾この宣言は、三国同盟の四回目の更新にあたって、イタリア政府からフランス政府に対し発せられた覚書の形をとったものであった。しかし三国同盟には、次の条項があった。⁽¹⁾挑発せざるフランスによるドイツ攻撃の場合、イタリアはドイツを援助する。⁽²⁾三国同盟の一国もしくは二国が、他の二国ないし二国以上の国により攻撃された場合、もしくはその戦争にまぎこまれた場合には全調印国は戦闘行為に従事する。当該覚書の文言とこの同盟の条項が真つ向から矛盾衝突することは、いうまでもなかった。しかし文言の解釈問題はこの時ついに重大な意味をもたせられず、⁽³⁾一九一四年第一大戦が勃発したときイタリアは、この対仏覚書の線に副って最後英仏側に加担して参戦する。この意味からして、この対仏覚書のもつ意義はすこぶる重大なものがあつたことはいうまでもない。ここにフランス外交のイタリア融和外交に成功した大きな意味が光っているといわねばならない。こうしてフランスは、この当時からイタリアに重大な接近をはじめたのであった。

伊 土 戦 争

英仏両国はイタリアに接近し、これを独逸両国から引き離すことに成功した。その中心題目はトリポリタニア、キレナイカであった。そしてイタリアは、この問題につき独逸側とは何ら具体的諒解をとげていなかった。それらしきものは、一八八七年、第一回三国同盟更新に際し、伊仏両国がトリポリ、モロッコをめぐって紛擾を引き起こした場合、ドイツはこれを三国同盟発動原因と認めるとなしたことがそれであり、これが一八九二年、一九〇二年と引きつづいて認められていくのみであった。英仏両国はトリポリタニア、キレナイカをイタリアに認めるとともに、一九〇一年九月二十九日、イタリアをしてトルコに開戦させることをあえてした。そして開戦とともに英国は、この戦争に英国は反対ではあるけれど、戦闘の範囲は限局せらるべく他国に影響するところないようにと声明するにとどめた。フランスは基本的に戦争を肯定し、自己が苦勞しているモロッコの獲得解決に成功すればリビア問題は自然に解決するだろうとして、モロッコ問題の解決にイタリアがドイツをおさえることをフランスのリビア問題におけるイタリア援助の条件とする如くであった。この情勢下イタリアは一九一一年一月一日、ついにトリポリタニア、キレナイカをイタリア主権下に置いた。イタリアの野望は、達成せられたのである。

この時なおイタリアは、ロードス島、スカルパント島以下エーゲ海一二島を占領して、最後これを自国領に併合する挙を敢行した。一九二二年三月から五月にかけてであった。これにはさすがに英仏両国とも寝耳に水のこととしてそのイタリア領有に反対を表明した。しかし時あたかもトルコとバルカン諸国とのバルカン戦争が勃発して、このイタリア、エーゲ海一二島の占領問題もそのまま有耶無耶の中にイタリア領有を許したまま終息することとなってしまう⁽⁵⁾。なお伊土戦争に際し、独逸両国はイタリアを抑えてトルコ友好をつなごうとしたが、失敗に終わってしまった。

一九一五年四月二十六日ロンドン条約

英仏両国は、叙上の経過を辿ってイタリアを自己陣営にとりこんでしまった。そして一九一四年八月に第一次世界大戦の勃発となつて、このことは顕在化する。それが一九一五年四月二六日のロンドン条約である。イタリアは、英仏両国の誘いによつて大戦勃発とともに中立を表明し、この条約によつて英仏側になつて参戦することを決定するのである。ロンドン条約一三条はのべた「英仏両国が、ドイツの犠牲の上で、アフリカの植民地を増加させる場合、英仏両国は特にエリトリア、ソマリランド、リビアそして英仏両国に属する隣接植民地の国境をイタリアの有利に解決する含みでイタリアが平等の補償を要求することを承認する。」そしてなおロンドン条約は、イタリアに与えるに次の如き広汎な条件をもつてした。奥匈国海軍の廃棄。ブレンネル自然国境の達成。全イストリア、パロナ、サセノ湾、クレス島、ロシニ島、ジンギイ・オトク島、コルナウバル島、コルクラ島、ミルエツト島等を含むダルマチアの獲得。外交権をイタリアに付与した自治中立の中部アルバニア。ドデカネーズ一二島の主権。リビアの全権。戦後賠償取得権。まことに恐るべき契約内容であつて、当時イタリアの戦争協力動向が、いかに重大な意味をもつていたかがこれで如実に判明する。⁽⁶⁾ 独奥側は、この時も後手後手に廻つてついに同盟国を敵陣に放つの大失態を演じている。このロンドン条約は、英仏伊三国にロシアが加わつて調印されたものであつた。さらにこれに加えて一九一七年四月一九日から二一日にかけて英仏両国は、サイクス・ピコット条約 (Les accords secrets Sykes-Picot) をふまえて、トルコの分割案を策定し、これにイタリアを加える挙にでた。聖ジェイン条約 (Les accords à St. Jean de Maurienne) の締結であつた。⁽⁷⁾ こうして英仏両国は、イタリアに領土の利を与えて、これを完全に協商連合国側に緊縛したのであつた。イタリアはこの条約を契機として第一大戦中からトルコ西部に進出せんとし、戦後一九一九年四月、その占領を同西南部海岸に行ったが、一九二二年三月一三日、ケマリスト戦争にあつて同地を撤退した。

ここに再度注意しなければならないのは、英仏両国は世紀の代り目からイタリアに対し、種々手段をつくしてこれを独塊側から引き離し、これに与えるに領土の利益をもつてしたという事実である。これがイタリアに英仏両国とともにイタリア・イレデンタを達成すべきであるという精神的風土を生じたということである。そしてこれはこの歴史を事実にしてひもとけば、無理からぬことであつたといわねばならない。そしてイタリアがムッソリーニ政権となつてもこの慣行と歴史の記憶は消失せず、かえつて強化されたことは否定できない。従つてフィウメの占領、コルフ島砲撃、ドデカネーズ占領継続、エチオピア侵入等々は、すべてイタリア側からすれば、英仏両国の指導に従つて行わるべきことであつたとなるのであつた。ここに、英仏両国主導型の英仏伊三国外交関係の微妙さが存在したのであつた。

- (1) *Histoire des Relations Internationales, Tome Sixième, Le XIX^e Siècle, deuxième partie, de 1871 à 1914, ed. par P. Renouvin, Librairie Hachette, Paris, 1955, pp. 109-110.* この協定は「議会の批准とごう行為を避けるため英伊兩國間の交換公文の体裁がとられた。(la forme d'un échange de lettres) 一八八七年二月一二日のことであつた。地中海の現状維持は「la mer Adriatique, la mer Egée et la mer Noire についてであつた。イタリアは、エジプト問題について完全な援助 (un appui complet) を英国に与えたと規定し、英国は「北アフリカ特に en Tripolitaine et en Cyrénaïque において第三国からの侵害ある場合、イタリアの行動を支持する (appuiera l'action de l'Italie) と規定した。ただしこの appui mutuel の解釈は微妙なものがあり、イタリアはこれを武力援助 (appui armé) と規定し、英国は「事件の性質に従つて個々の場合に決定されるべし」とした。オーストリア・ハンガリーは、一八八七年三月二四日にこれに加入している。スペインは、同じくこれに加入し、同年五月四日にイタリアと協定して、同盟に妨害となる助力を決してフランスに与えないことを約束した。」

- (2) *Collection U₂, Les Relations Internationales, de 1871 à 1914, Pierre Milza, Armand Colin, Paris, 1868, pp. 119*

127. 三国同盟下のイタリアとフランスの協調は、すでに一八九八年頃からはじまり、一九〇〇年一月には両国間の秘密協定 (Un accord secret) は、イタリアにフランスはイタリアがトリポリタニアにその目的を達成することに對しいかなる瞬間にも妨害 (s'opposera) を行わない保証を行った。これに對しイタリア側は、フランスにモロッコ (Maroc) に對する事柄につき白紙委任 (carte blanche) を与えた。これらの状況に對し時の独宰相ビュロー (von Bülow) は、「幸福な夫婦の間では、妻が他の男と無邪気なワルツの一踊り (un innocent tour de valse) をしたからと、目くじらをとるべきではない。」とうそをついてした。しかし独參謀總長 (le chef de l'Etat-Major) シュリーフェン將軍 (von Schlieffen) は、これに對し重大な懸念を表明していた。「ドイツは今やその背後に全仏軍 (toute l'armée française) を背負ひこまねばならない。フランスはもはや、アルプスの国境 (la frontière des Alpes) にその一軍を置く必要がなくなったからだ」と。一九〇二年の交換公文には次の規定もあった。「イタリアは、独仏戦争の場合単にドイツが侵略者 (l'agresseur) の時のみでなく、フランスが間接的挑発 (une provocation indirecte) の結果戦争のイニシアチブをとった場合にも純粹中立 (stricte neutralité) を守る。」

- (c) Ibid, p. 45. Documents of German History, ed. by L. L. Snyder, Rutgers Univ. Press, New Jersey, 1958, p. 251. 三国同盟二条「イタリアが、自ら挑発することなく何らかの理由によつて (pour quelque motif que ce soit) フランスに よつて攻撃される場合、他の二締約国は彼らの全武力をもつて (avec toutes leurs forces) 被攻撃国に助力と援助 (seco-urs et assistance) を与えねばならない。」

この同種の義務は、挑発せざる (non directement provoquée) フランスによるドイツ攻撃の場合に、イタリアについて生じる。Histoire Diplomatique de L'Europe, La Paix Armée (1878-1904), A. Debidour, Paris, 1919, pp. 280-81. この仏伊協調は、たゞキエーと三国同盟側には全く秘密に行われた。(sans rien de ses engagements envers l'Allemagne et l'Autriche-Hongrie) 従つて三国同盟条約の文言の問題も、仏伊側の諒解のみで三国同盟間に何らとりあげられることがなかつたことは、もちろんのことであつた。これは艦隊外交の典型的な一例である。

- (4) Collection U₂, P. Milza, op. cit., pp. 51-53. Histoire des Relations Internationales, P. Renouvin, Tome Sixième, op. cit., pp. 107-110. 一八八七年は、欧州政局激動の年であつた。三帝連盟条約の不更新、プーランジエ陸相 (général Boulanger) の対独復讐熱、英伊協定等。この時三国同盟の更新にあたり、イタリアはバルカン半島での補償と対仏安全保障を

持ち出した。更新の第一条約は、イタリアと独逸両国間に結ばれた。「バルカン半島の現状維持。奥匈国が(そこで)領土の占領を余儀なくされた場合イタリアにはかり、かつその補償 (une compensation) を用意する (réserverat)」。第二条約はイタリアとドイツの間に結ばれた。これは、ウィーンをアフリカ問題にからませないためのビスマルクの配慮からであった。「ドイツは、フランスの北阿における領土蚕食 (empiètements) にたまたまずイタリアが対仏戦を開始した場合、これに軍事援助 (son appui militaire) を与えることを約束する。」これらの署名は、三国同盟更新期の五月に三カ月先立つ二月に行われた。三国同盟はこれで少なくともフランスに関し、攻撃型 (un caractère offensif) となった。

(5) Collection U₂, P. Milza, op. cit., pp. 213-15. 註(1)。(5)にある如く、イタリアは、トリポリタニアへの進軍を既定の事実として実行した。仏伊両国共、トリポリタニアに対するトルコ主権を純粋に名目的 (purement nominale) と認識していた。イタリアは、ドデカネーズ諸島とロードス島の占領を、トルコに使喚されたアラブの反抗を封ずるためとした。長年にわたり構築した仏伊両国友好を損なう事件がこの間発生し、両国関係の危機を醸成するかと思われた。それは、伊海軍による仏商船二隻の臨検と船中のトルコ士官、医師、看護婦の発見、逮捕であった。この事件は両国が自制して、仏商船二隻は航海を続行し、ことなきを得た。

(6) The Major International Treaties, 1914-1973, J. A. S. Grenville, Methuen & Co. Ltd., 1974, pp. 24-26, Agreement between France, Russia, Britain and Italy (Treaty of London), 26 April 1915.

(7) Ibid., pp. 30-32, Tripartite (Sykes-Picot) Agreement for the partition of the Ottoman Empire by Britain, France and Russia, 26 April-23 October 1916. トルコ地域とトルコ宗主権下のアラブ地域を英仏両国が分割し、これにロシアを加えたもの。一九世紀クリミア戦争以来の中近東の三国間分割を完成させようとしたものであるといえる。関税問題、ハイファ、アクレ、アレキサンドレッタ、バグダッド鉄道、サイプラス島等の分割規定もあり、他国排除条項もある。ロシアには黒海沿岸地域、トレビゾンド、クルヂスタン地域の分割を許容している。イタリアに対してはアジア・トルコの分割への要求を認めない。Ibid., p. 33, Tripartite (St. Jean de Maurienne) Agreement for the partition of the Ottoman Empire by Britain, France and Italy, 19 April-27 Sept. 1917. この協定によって英仏二国は、イタリアにサイクス・ピコット条約のC地域を割譲すると規定した。スミルナ、アレキサンドレッタ、ハイファ、アクレ等においてイタリアは英仏二国と同様に取り扱われる。メルシナ、アダナ、シリアでイタリア商業が保護される。黄色地帯の行政形式に、イタリアも発言権をもつ。その他A・B地域の関税システム、アラビア半島、紅海条項の遵守義務等も規定された。一九一五年ロシ

ドン条約との関連で、オットマン帝国の分割保証、地中海の均勢維持も規定された。この協定が、ロシアに知照される規定も付加された。

三、第一次大戦平和条約における英仏伊三国

第一次大戦秘密条約の廃棄

第一次世界大戦が終結した時、英仏両国はイタリアを疎外した。すなわち第一次大戦に至る間に協商連合国側にイタリアを味方させるべく画策された一切の外交の成果が、その実現すべきときに放擲してかえりみられなくなったのである。これは具体的には、戦時秘密外交と条約の廃棄という実行であった。この結果、ロンドン条約も聖ジェイン条約もともに廃滅の運命となった。イタリアは参戦した揚句、その目的たる犠牲の代償を与えられないこととなったのである。イタリアは、まさに良兎死して走狗煮らるの運命を甘受すべき立場に置かれたのであった。これはウィルソン一四点の主張が第一大戦講和条約に生かされることとなり、この点でこれに英仏両国が従属することとなった結果であった。イタリアの失望や思うべく、これがイタリアのファシスト政権実現となり、一九三九年に至ってまだロンドン条約の実行をあげつらうという結果を導くものであった。

王制の打倒、民主主義の興隆、民族国家の実現、植民地の開放等が、第一次大戦後世界の主要風潮となろうとしていた。戦争を絶滅するための戦争といわれた第一大戦が、戦い抜かれ、勝利をおさめるためには、民衆の広汎な力強い戦争遂行への献身が必要であった。民衆への利益供与、広い権利譲渡が崇高な新時代のモラル高唱の下に実行されねばならなかった。戦争は起こるたびに階級の転換をもたらし、民衆の権利を高揚してきた。そして第一次世界大戦も、

その例外ではなかったのである。そしてこの風潮は、一九一七年のロシア革命勃発によって一層力強く際立ったものとなっていた。第一大戦の勝利確定のためには、民衆の広汎な権利設定が不可欠の要件であった。こうしてウィルソン一四点は、(一)経済国境の廃止、(二)軍縮、(三)植民地の調整、(四)ロシアの回復と国際社会復帰、(五)ベルギー、(六)イタリア、(七)バルカン諸国、(八)ポーランドにおける民族国家の確立、(九)フランスの回復とそのアルザス、ロレーヌの取得、(十)埃国、(十一)トルコの少数民族民族自治権、(十二)国際連盟の創設であった。⁽¹⁾ 右述の民衆の権利高揚とその広汎な譲与が、世界的規模で実現されることとなったのである。

ロンドン条約も聖ジェイン条約も立派な条約であり、契約であった。これを疑うことはできない。そして英仏両国も、このことを無視するつもりはなかったと考えられる。しかし、英仏伊三国間の契約を全的に実現するには、時代が変わりすぎたといわねばならなかった。これら条約内容の実現は、この時不可能であった。民衆を基礎にした広汎な権利譲与に基づく契約が、すべての約束や誓言に優先しなければならないのが世界歴史の大原則であった。そして第一大戦は、それが最も高揚した形で出現した戦後処理を予定していた。ここにロンドン条約や聖ジェイン条約の運命が、否定に決せられねばならない契機が存在したのであった。

イタリアの第一大戦後獲得領土

一九一九年の平和解決においてイタリア自身は、この風潮におさまらず、この終戦情勢を破壊しようとして、ロンドン条約を頭上にかざして懸命の努力を展開した。そして平和会議でまず、オーストリア領南チロールをブレンネル峠まで得た。これは、ロンドン条約四条の約束するところであった。⁽²⁾ しかし伊東国境とイストリアについては、トリエステ、ゴルチア、西イストリアのみを割り当てられた。そしてダルマチアは、すべて放棄させられた。ダルマチアの

領有には、その海岸島嶼の大部分もイタリア領たるべく含まれていたものであった。イタリアは、ただスプリットからズプロブニークまでの南ダルマチアをボスニア、ヘルツェゴビナ等がとり、他はすべてイタリアの領有に帰すると考えていたのであった。そして分割がこうなつたのは、セルビア、クロアチア、スロベニアが打って一丸となる大ユーゴスラビア建国の結果であつた。⁽⁵⁾ユーゴスラビア国の出現には、イタリアの上下は驚愕し、忿怒した。そしてイタリアは、これら失陥の代償としてフィウメを要求するに至つた。ウィルソンは、しかしこの伊要求に一顧も与えなかつた。このフィウメ獲得のために、伊講和代表オルランド (Vittorio Orlando) がパリを逃避する騒ぎまで起つた結果一九一九年九月一二日、ついにイタリア、ナシヨナリスト詩人ダスンチオ (Gabriele D'Annunzio) が、ガリバルジ (Giuseppe Garibaldi) のひそみにならい、一千の手兵を率いてフィウメを急襲占領するという事件が発生した。⁽⁴⁾伊国境問題は一大事変となつたが、この收拾処理として協商連合国側はイタリアにフィウメを放棄させ (自由市となる)、イストリアのモンテ・ネボソ、ザラ市 (イタリア宗主権下の自由市)、さらにアドリア海のクレス、ロソニ、バラグルサ、ラゴスタの四島を与えた。⁽⁶⁾ (フィウメは後一九二四年に、ムツソリーニが占領併合)。

第一大戦後、連合国によるイタリアの領土獲得処理は、みる如き大困難を惹起し欧州と世界政治に悪影響を及ぼした。しかし両大戦間英仏両国の対伊外交を考える場合、この第一大戦後領土処理がその根幹となることはいうまでもない。特にロンドン条約の処理は一大懸案となり、この解決のメドがたたないままこれによるいわゆるアフリカ補償問題は、第二次世界大戦の直接原因ともなるのであつた。伊国境とアドリア海領土処理のほかに、ロンドン条約はイタリアにアフリカの領土補償を約束していたことは先にみたとおりでである。そしてこれにのっとりイタリアはリビア西国境上のガダム、ガート、キレナイカのジアラブブ、カッサラ、ジブチ、英ソマリランド、ジュバランドの獲得を

要求し、さらにエチオピアにおいてイタリアを唯一の影響国として承認することを求めた。その要求の広汎にして強大なことは、一驚に値する。これについて英国はジュバランドとジアラブの提供を申し出、その代りにドデカネーズ一二島のギリシアへの返還を求めた。この解決は一九二四年に至って英マクドナルド(J. R. MacDonald) 政権が前二者をイタリアに譲渡し、ドデカネーズ一二島を不問に付することで解決した。フランスはガート、ガダムを含むリビアのイタリア自主調整を黙認していた。⁽⁶⁾

かく英仏両国の対伊融和外交は、ロンドン条約の現実的実行という形で第一大戦後の英仏伊三国関係の中で、第一大戦以前の如くに実行されたのであった。ウィルソン一四点はもちろん大きな力をふるったが、しかしなお旧世界の植民地外交は依然おとろえず、かく継続的に実演された。これを筆者が前稿に取り扱った英国の対独融和政策と比較して眺める場合、英国の独伊両国に対する融和外交が相牽連し、一は他を助長し、他はまた一にその影響をかえすという関係で両々相まって発展してゆくのが、その不安な見通しであった。

- (1) Documents of American History, Vol. II, since 1898, ed. by H. S. Commager, Prentice-Hall, Inc., New Jersey, 1973, pp. 137-143, No. 423, the Fourteen points, Wilson's Address to Congress, Jan. 8, 1918.
- (2) The Major International Treaties, J. A. S. Grenville, op. cit., Treaty of London, 26 April 1915, pp. 24-25. 平和条約の下でイタリアは、次の諸地域を獲得する。トレンチノとシンサルピン・チロルをその地理的自然国境(ブレネル国境)とともに。Gorizia の諸郡とグラデスカ、それに Quarnero 及び Volosca と Cherso と Lussin のイストリア諸島を含む全イストリア。及び Plavnik, Uine, Canidole, Pallazzuoli, San Pietro di Nembj, Asinello, Grutca の諸小島とその近隣小島群……。
- (3) Treaties, Conventions, International Acts, Protocols, and Agreements between the United States of America

and other powers, 1910-1923, Vol. III, Senate Resolution of August 19, 1921, Appendix I, Austria, part II, Frontiers of Austria, Article 27, pp. 3163-3167 & Section II, Serb-Croat-Slovene State, pp. 3171-74. セルビア、モンテネグロ王国、スローベン王国は、人口一一九万、面積二四万八千平方料。次の諸地方から構成される。セルビア、モンテネグロ王国、オーストリア王領地カルニオラ (Kranjska) の大部分、同王領カスチリア (Štajerska)、カリンシア (Korunjska)、Prekomurje の部分、同王領ダルマチア (ザダルとラストボを除く)、ハンガリーの準自治領であったクロアチア、スラボニア、そして Medjumurje、ハンガリーの一部分であったボイボジナ、そして境匈国連合大蔵省管轄下の地域であったボスニア、ヘルツェグナ。

- (4) Documents on British Foreign Policy (since now cite as D. B. F. P.), First Ser., Vol. I, 1919, London, H. M. S. O., 1947, No. 4, Notes of a Meeting of Five Powers Delegations, July 7, 1919, No. 5 & No. 7 etc., pp. 24-36 & 38-57. 戦争中からフィウメは、連合国間にイタリアに割り当てる合意はなかった。しかし市の中心部は、イタリア人二万二、四八八対ユーゴスラヴ人一万三、三五一の人口対比であった。英仏米軍は、一九一八年一月四日休戦によってフィウメに入り、一七日に伊軍が入った。米軍は、翌年二月に撤収した。戦後、イタリアのフィウメ要求となり、伊軍と連合国軍、特に仏軍との摩擦となり、伊系住民の連合軍挑発となった。この結果一九一九年七月六日、仏兵士九人の殺害、一人の負傷、伊兵士三人の負傷という事件が突発した。Ibid., Appendix to No. 42, Rapport de la Commission Interalliée d'Enquête. このため、連合国最高会議 (le Conseil suprême interalliée) による調査委員会 (la Commission) の設置となつて、これが伊軍撤収、犠牲者への賠償等を討議した。その九月一二日、D. B. F. P., op. cit., First Ser., Vol. IV, 1952, No. 23, R. Rodd to Curzon (received Sept. 12), p. 58. ダヌンチオが、義勇軍とともに夜をかけて行軍し、未明フィウメに侵入したことが報ぜられた。これが大事件の発端であった。D. B. F. P., op. cit., First Ser., Vol. I, No. 57, 15 Sept. 1919, p. 699. 九月五日、ロイド・ジョージの意見は、フィウメ市部はイタリアへ、鉄道と港は連盟管轄下へ、その奥地はユーゴスラビアへわたるようにならうものであった。

- (5) D. B. F. P., op. cit., First Ser., Vol. IV, 1919, No. 17, No. 18, and Appendix I & II to No. 18 etc., pp. 39 & the rest. イタリアの要求は、ロンドン条約(一九一五年四月二六日)一三条に基づき英仏兩國の獲得に対し、イタリアもアフリカにおいて補償を受けるということにあった。そしてこの伊要求は一九一九年八月二日に提出され、これが一九二〇年一

月二日のラッパロ条約 (the Treaty of Rapallo) によって伊、ユーゴー両国間に確定されるが、その大綱はここに提出され、それが連合国によって認められてゆくこととなる。その要求内容は、フィウメ、ゴルチア、グラデスク、ダルマチアの中立化、イタリア保護権下の自由市としてのザラ、クレス (Cherso) 島、ロシーニ (Lussin) 島、ザラ市周辺の諸小島、カッタロ、ロブシエン、アルバニアの委任統治、アルバニアへの要求が認められればモンテネグロには何らの要求をかまえない、等であった。フィウメ自由市については軍事的な中立、イタリア語の使用、連盟理事會任命の五名 (伊二人、ユーゴー一人、フィウメ一人、近傍一人) の施政委員會の設置等が定められた。

(6) Ibid, No.17, 2 August 1919, 3, The Question of Colonial Readjustment, pp. 40-43. イタリア要求の英仏ソマリランド (la Somalie française et la Somalie anglaise) は、結局アビシニアをイタリア領で三方とりかこむことになり一九〇六年協定 (l'accord de 1906) に反する。またジブチ港は、フランスの当地方唯一の海港であり、マダガスカルとオリエント・ルートをとびすことになる。さらにジブチ鉄道 (le chemin de fer de Djibouti à Addis-Abéba) は、エチオピアとアフリカを結ぶ中心的交通網であり、エチオピア経済に死活の重要性をもつ等の理由で英仏等によりイタリアに否定された。トーゴについては、旧独植民地にイタリアは補償を求められないとされた。この結果イタリアは、ジュバランドとリビアの東国境の改訂という補償を受けるにとどまることとなった。リビア西南国境とフランスについては、イタリアが、第一次大戦後、リビアの調節を自主的に行うこととし、このためリビアがその西南国境においても一九一一年〜一二年の伊土戦争当時よりもその面積を拡大したし、これをフランスは黙認していたが、しかもイタリアはこれを砂漠の調節にすぎずとして、フランスの協力を認めない態度を持っていた。このためイタリアはフランスに一九一五年四月のロンドン条約実行をせまらなければならないこととなる。

四、ムッソリーニの抬頭と英仏両国外交

フィウメとコルフ島砲撃

第一次世界大戦をはさんでここにてのべてきた英仏伊三国関係は、ムッソリーニ政権の確立となつてもなお継続する。

英仏両国の対伊融和外交は、ムッソリーニ政権となってそれが、一九二三年末ダヌンチオが追放された後のフィウメを再占領するという暴挙に出た時、これを結局承認してしまうことに、また一九二〇年八月、ドデカネーズ一二島を民族国家主義の原則からギリシアに返還するという解決がはかられ、これをイタリアも伊希条約（一九二〇年八月一日）で承認していたにかかわらず、ムッソリーニ政権となってその占領を継続したのに対し、結局これをも承認してしまうことの中にあらわれている。そればかりではなかった。ムッソリーニは、アルバニア、ギリシア国境劃定委員会の伊将テリニ (E. Tellini) がギリシア国境内で暗殺されたのに忿怒し、ギリシア領コルフ島を一九二三年八月三十一日、砲撃、占領して大事件を起こしたことに對しても英仏側はこれに融和外交を展開している。すなわち事件は、ギリシアより国際連盟規約一二条、一五条をもって同理事會に提訴され、また事件が地中海で起こったことに對し英伊關係は緊張するが英國はその強硬立場をつらぬかなかつた。そして結局イタリアは九月二十七日をもってコルフ島を撤収することとなり、ギリシアはテリニ將軍その他に賠償金五千万リラを支払うこととなつた。これが、この事件の解決となつた。コルフ砲撃によるギリシア側死傷者に対しては、何らの顧慮も払われなかつた。この事件が、国際連盟の場で処理されたことが大問題であつた。⁽¹⁾ 国際連盟がイタリアを融和してくれる。この感覚がこの事件処理からムッソリーニの頭につちかわれたことは、想像にかたくない。当然この記憶は、アビシニア問題とその国際連盟処理に對するイタリアの態度に糸をひいてゆくことは否定し得べくもなかつた。

ルール占領

ムッソリーニ政権となつて彼は、すべての国際會議に伊代表の出席を求めめる態度となり、第一大戦賠償會議の一切にもイタリアの代表されることを要求してその参加となつていた。ルール占領に對する経緯については、前拙稿⁽²⁾に取

り扱った。一九二三年一月のパリ会議では、ドイツの賠償支払いモラトリアム設定要求に対し、仏案と英案の解決策が示された。前者は、ポアンカレ (R. Poincaré) 案¹⁾、①二年間のモラトリアムの黙認。②ドイツ総賠償額の削減、③独石炭、木材製造に対する課税の形で賠償支払い、を内容とした。英案はボナーロー (Bonar Law) 案²⁾、(一)大陸諸同盟国から英国へ独賠償の少額を転換すること、戦時中借款の表見担保としてロンドンに保管してあった同盟国の金 (gold) を英国に提供することでまかなわれる少額を除いて、仏伊白三国の戦時借款を消去する。(二)これで同盟国間の借款関係は、六〇億ドルが帳消しとなってすべて決済となる。(三)ドイツに正金支払いの四年間のモラトリアムと現物支払いに制限を設定する。英案については、一見甚だ寛大なようであるが、水面下の金額動向は予測しがたいものがあつた。そして一月四日、仏案にベルギーが賛成するとともにイタリアがこれに同調して英案は破れた。これが、フランスがベルギーを誘ってルール占領に踏み切る契機となつた。⁽³⁾ 英国がムッソリーニのコルフ砲撃に英伊対決を打ち出しながら、その実行に客かとなつた背景には、このルール騒擾とその面におけるイタリアのフランス結合があつたことも一大原因であつた。

ロカルノ条約

英仏両国の対伊融和外交は、ルール占領でフランスの名目勝となつた感じであつた。これに対し、英国は一九二四年、二五年とジュバランド、ジアラブをイタリアに割譲して一九一五年四月のロンドン条約の責を果たすとともに対伊融和外交への大きな布石とした。一九二五年一〇月のロカルノ条約へのムッソリーニの参加は、こうした英仏伊関係の良好化がその背景となつていた。ロカルノ条約の締結とその意義については、前拙稿⁽⁴⁾にとりあげたのでここには繰り返さない。当時、イタリアとワイマール・ドイツの関係は対立的であつた。ナチス党首アドルフ・ヒットラー

説

論

とムッソリーニの關係は、やや複雑であった。ヒットラーは、ムッソリーニをファシズムの大先達と見、これに近づこうとしていたがムッソリーニの方はとりあわなかつた。しかし一九三三年一月のミュンヘン・プッチェ (Beer Hall Putsch) に際してはムッソリーニからヒットラーに軍資金がわたされた⁴とされている。当時の伊独關係には、独逸合併問題 (Anschluss) とアルト・アデッチ (Alto Adige) 問題がわだかまっていた。イタリアは、南チロルをブレンネル峠まで新附の領土としていたがその北端部はアルト・アデッチと呼ばれ、その住民二二万五千名のうち二〇万人がドイツ系であった。これらの人々はイタリア内でアルトアテシーニ (Altoatesini) と呼ばれた。これは当然イタリア内のドイツ少数民族問題となつた。⁵ 独逸合併の禁止は全歐的合意で、ベルサイユ条約八〇条、サン・ジェルマン条約八八条⁶はその禁止条項であった。ムッソリーニもドイツのオーストリア合併がイタリアに直接の脅威を構成するとし、アルトアテシーニの存在がその脅迫を増加すると考えて、これに反対であった。アンシュルス反対が、当時のイタリア外交のコーナー・ストーンの一つであった。

この事情もムッソリーニがロカルノ条約に参加し、英国とならんでその保障者となる背景であつた。ロカルノ条約の保障者という立場はまた、ムッソリーニの会議主催好きの性格を充分満足させるに足りた。ロカルノ条約の最大眼目は、独逸国境の現状維持再確認による独ラインランド非武装化の徹底と維持⁷であつた。英国はかくして明確に、国防生命線をはじめドバーから欧州内ライン河にまで伸張させたのであつた。⁸ ロカルノ条約のこの条件を満たすことは、イタリアのアンシュルス反対の立場を当然強化させることであつた。

A・チェムバレン (Austin Chamberlain) によるとムッソリーニのロカルノ条約に対する貢献度は非常に大きいとされる。この二年の間にA・チェムバレンは、三度ムッソリーニと会見してその思いを深めてゐる。奇しくもムッ

ソリーニは、チェムバレン兄弟と協同して国際政治の檣舞台を二度成功させるのである。A・チェムバレンは一九二五年來、ムッソリーニに大きな讓歩をする。ムッソリーニは、ロカルノ条約でブレンネル国境の保障につき云々しなかつたとされる。これがムッソリーニの美点とされるが、事實は、英国が決定的な対伊融和を行っているのである。それは、アビシニアに関する一九〇六年の英仏伊協定 (the Anglo-Franco-Italian agreement of 1906 on Abyssinia) の復活であつた。この三国の特にイタリアの、アビシニアにおける勢力範囲を規定した協定の復活のもつ意義は、大きく無意味であつた。これによりイタリアは、アビシニアの大きな部分に、影響力をもつことを主張できるのがそれであつた。アビシニアは、当然これに驚愕して、その抗義を国際連盟に對し行つた。しかし英伊兩國は、これにこたえなかつた。そして英国とイタリアが、お互いに認めることが自由である領土の利權讓与 (concession) を許可するかしないかは、アビシニアの自由だといふ甚だ意味不明瞭な論議がその拒否の論拠であつた。こうしていふならば、ロカルノ条約をめぐる英仏兩國の対伊融和外交は、三国それぞれにそれなりの満足を与えてロカルノ条約を出現させ、成功裡に完結した。しかし英国のアビシニアにおける対伊讓与は、近き将来におけるイタリア植民地主義の最も危険な發展を中に蔵する不気味極まりなきものであつたことは、いふまでもなかつた。

- (一) The League of Nations, ed. by R. B. Henig, Oliver & Boyd, 1973, pp. 57 & 172-173. The Rise and Fall of the League of Nations, G. Scott, Macmillan, 1973, pp. 85-88. コルフ砲撃が起つたのは、国際連盟が第四回総会開会の時であつた。事件は連盟理事会がとりあげたが、ムッソリーニはこれに反對し、大使會議 (the Conference of Ambassadors) の事件管轄処理を主張した。英国は最初連盟権限と權威の維持を主張したが、時にフランスはルール占領で手をとられ、ムッソリーニに同調的であつた。這般の情勢から、セシル (R. Cecil) によつて理事会と大使會議の妥協がはかられ、ギリシ

アも大使会議の事件優先管轄を認めた。大使会議は理事会の要請のほとんどを認めたが、全部には聴従しなかった。こうして五千万リラ(約五〇万ポンド)の賠償等が決定された。国際連盟の無力が歴史上種々喧伝されるが、それはすべてかくの如き英仏両国の世界政策における融和、有和的態度からその都度結果するものであった。

- (2) 大阪経済法科大学法学論集(以下法学論集として引用)、第六号(一九八二年一月)、「N・チェムバレンの有和政策とドイツ賠償問題」四、英仏両国のルール占領と英国の対応」参照。

- (3) *Great Britain and the Ruhr Crisis, 1923-24*, D. Williamson, *British Journal of International Studies*, Vol. 3, No. 1, Apr. 1977, Longman, pp. 72-73. 英国経済界、産業界にとつてはドイツの素早い経済的復興が、欧州経済と英国経済回復のかぎだと考えられ、主張されていた。ロイド・ジョージ(Lloyd George)英国首相は、ドイツ賠償の二年間モラトリアム実施を提唱していた。フランスでは、ブリアン(A. Briand)内閣がポアンカレ内閣へと代わり(一九二二年一月)、ポアンカレは、八月のロンドン会議でモラトリアムは黙認するが、ドイツ産業の(ルールとラインランドにおける)統制とドイツによる「生産的保証」誓約が先決だと主張した。英国でも首相職が、ロイド・ジョージから一〇日、ボナーローに代わり後者はあくまでドイツの支払える賠償を主張したが、ポアンカレは一二月一日、会議の延期されるとともにパリの賠償委員会(the inter-Allied Reparation Commission)で、ドイツ賠償の木材、電柱の現物支払いがどこにおった旨の決議に賛成多数を得て、自己の主張に法的根拠を与えることに成功した。

- (4) 法学論集、第八号(一九八三年三月)、「N・チェムバレンの有和政策とロカルノ条約」参照。

- (5) *Documents and Readings in the History of Europe since 1918*, ed. by W. C. Langsam, Kraus, 1969, No. 159, *Decree on the Surnames of Families in the former South Tyrol, 1926*, pp. 572-73. アルトアテシーニがドイツ人の権利を主張し、イタリア規制、イタリア法、イタリア語の使用等の廃棄を要求するのは、むしろロカルノ条約以降のことであった。ロカルノ条約がドイツの権利を強化したためであった。しかしムッソリーニは断固これを許さず、南チロル住民の姓名(surname)が外国語で変形されている場合は、これをイタリア語のオリジナリに戻せという法令さえ発布している。アルト・アデッチは、伊奥両国間の緩衝地として微妙な存在であった。英国左派系新聞が、この問題をあおりたてようとしたこともあった。フランスは、ここに干渉してムッソリーニの側にたとうとしたが、後者はこれを拒否した。独仏抗争の該地に及ぶことをきらったためである。ヒットラーは、ラインランド重点主義と引換えに該地をイタリア聖域と認め

これを独壊合邦後もつらぬいてゆく。これが、独伊結合の一つの軸となった。

(6) *Ibid.*, No. 5, *The Treaty of Versailles*, June 28, 1919, Section VI, Austria, § 80, p. 16. 「ドイツは、オーストリアと主要連合協商国間の条約によって確定された国境内におけるオーストリアの独立を承認し、これを嚴重に尊重する。ドイツはこの独立が連盟理事会の同意なしには、移譲できないことに同意する。」*Ibid.*, *The Treaty of Saint-Germain-en-Laye*, Sept. 10, 1919, § 88, p. 35. 「オーストリアの独立は、連盟理事会の同意ある以外決して移譲できない。従ってオーストリアは、理事会の同意なき限り、直接、間接あるいはどのような手段であれ、また特に国際連盟の組成国となる時までには、他国の問題に介入する等してその独立を危うくするような行為に出ないことを約束する。」

(7) *The Major International Treaties*, op. cit., *Treaty of Versailles*, 28 June 1919, Part III, Section III, Left Bank of the Rhine, p. 65. ヘルサイニ条約四二条、四三条において連合国はドイツにライン河岸、ライン河の東五〇浬の地点に引かれた線より西のライン河右岸に、一切の防禦設備、軍隊、軍事演習、動員組織等を恒久的にも、一時的にももつけないことを規定した。そしてロカルノ条約は、当該四二条、四三条の侵犯なきこと、もし侵犯あれば締約国は共同して該侵犯国に敵対することを規定し、英国はその保障国となった。*Ibid.*, *Treaty of Mutual Guarantee between the United Kingdom, Belgium, France, Germany and Italy*, Locarno, 16 Oct. 1925, § 1, § 2; 1, § 4, and § 5, pp. 102-104. 英国の参加したロカルノ条約が、ラインランド非武装地帯の防護にここまで積極的に参画したことは、英国外交の一大転換と目される。英国は一八三〇年、フランスを押しえてベルギー中立を確立し、ドーバー海峡を百年の国防生命線とした。これを英国はロカルノ条約によってやぶり、国防線をライン河にまで伸張したのであった。

五、ヒットラーの抬頭と英仏伊三国外交

英独仏伊四国協調構想

英仏両国の対伊融和外交は、一九三三年一月のドイツにおけるヒットラー政権の誕生とともにその様相を大きく変える。変化の骨子は、英仏両国の対伊融和が有和の域にまで高まることである。すなわち第一大戦前夜のイタリア獲

得外交の如き状況となるのである。これがムッソリーニのアビシニア侵攻の大きな誘因をつくってしまふことは、否定できない。

論

英仏伊三国は、ヒットラー政権出現の直後六月七日に英仏独伊四国協定を發出させた。この四国が協調して、欧州平和を直接具体的に維持してゆこうというのがその内容であった。この構想はムッソリーニの抱懐し、実現に導いたものであった。⁽¹⁾すなわちムッソリーニが提唱し、英仏両国がそれをのんだのであった。ムッソリーニの国際会議主催好きが、ここで遺憾なく發揮されたのである。ムッソリーニは、欧州の長期平和はなかなか見とおせないが、短期平和はこの四国の協調あれば、必ず達成かつ維持できると考え主張していた。その根本義は、独仏両国の和協である。これをもちきたすことができれば、欧州平和の確立は可能なりというのであった。そうであればロカルノ条約の再来であるけれど結局四国協定は、そうはならなかった。そこが、問題である。すなわちイタリヤがこのプランの中心にいて、英仏両国がこれに追隨するというのが、ロカルノ条約と四国協定が根本的に異なる点であった。ムッソリーニは最初、四国協定をベルサイユ条約改訂のためのものと考え、これを国際連盟のゆるい枠内において締結すると考えていたのであった。もしこの構想が実現するならば、欧州はムッソリーニ中心で運行することとなる。⁽²⁾

この構想は、すでに一九三二年一〇月にムッソリーニによって公表されていたのであるが、これに英仏両国が同調したのは、全く一九三三年一月のヒットラー政権の出現のためであった。四国協定内でムッソリーニが、ヒットラーをおさえるというのがそのための切り札であった。そしてヒットラー自身もこれに乗り気でなかったが、大先輩ムッソリーニへの心酔が、政権獲得直後のヒットラーを動かしてその同調に導いたと考えられる。

四国協定原案（一九三三年三月二〇日）

ムッソリーニが最初に考えた四国協定案は、今のべた如くベルサイユ条約改訂線上のそれであった。これを原案でみると次の如くなる。⁽³⁾

一条、仏独英伊西欧四カ国は、ケロッグ協定 (the Kellogg Pact) と無軍備協定 (No Force Pact)⁽⁴⁾ の精神に依拠し、平和維持の見地をもって効果的協調政策を確立する。もし必要なら、第三者にこの平和政策を採用させるような行動路線を追求する。

二条、四国は、国際連盟規約の諸条項に従って、諸国家間に紛争を造出しかねない状況において、平和条約改訂の原則を再確認する。ただし四国は、改訂原則が国際連盟の枠内でのみ適用されること、そしてそれは関連利害の共通性格の相互的認識を通じてのみなされることを宣言する。

三条、フランス、英国、イタリアは、もし軍縮会議が部分的結果のみを造出するなら、ドイツに認められた「権利の平等」が、実際の適用を受けなければならないこと、そしてドイツは、正常な外交ルートを通じて四国によって次々と到達される諸協定の結果として、この権利の平等を実現することを宣言する。

四条、ヨーロッパの、また非ヨーロッパの、あるいは植民地部門に関するすべての政治的または非政治的問題に四国は、能う限りの共同行動路線をとる。

五条、この相互理解と共同のための政治協定は、必要に応じ、三カ月以内に批准されるべく、それぞれの議会に提出される。そして一〇年間有効とされ、期限一年前に締約国の一から廃棄されない限り、さらに同期間異議なく更新される。

六条、当該協定は、国際連盟事務局に登録される。

論

この協定原案には、英仏両国ともに反対した。しかしそれ以上に小協商が激しく反対した。⁽⁵⁾もともとイタリア、特にムッソリーニと小協商は、氷炭相いれぬ関係にあった。それは、小協商がその独立と領土的⁽⁵⁾一体を守るためには、ベルサイユ体制に一寸の亀裂さえ入ることを許さぬ厳格な態度が求められていたからであり、ムッソリーニは、その条約改訂派の筆頭に位置してきていたからであった。そして小協商の具体的共通目標は、ハブスブルグ家(Maison des Habsbourg)の復辟をいかなる手段を用いても阻止するというものであった。しかしムッソリーニと小協商三國間の関係は、微妙な差異があり、ムッソリーニとユーゴスラビアとは敵対関係にさえあったが、ルーマニアとチェッコスロバキアは、イタリアとの通商拡大を望んでいた。この背景では、英仏両国もムッソリーニの協定原案をそのままのむことはできなかったし、また英仏両国自身該原案にもられた条件に直ちに賛成できるものでもなかった。小協商は四國協定そのものに反対であったし、これが推進されれば、フランスの小協商離れが結果するとしてフランスを牽制していた。この情勢にもかかわらず、英仏両国は四國協定成立のために努力した。これは前にふれた如く、全くヒットラー政権出現後の欧州新秩序に対応するため両国にとっては、イタリアと協同する必要が絶対と感じられたためであった。英仏両国は小協商をおさえるとともに、ムッソリーニの協定原案を自己の主張する線にもちぎすため努力した。

四國協定案の討議

英国のマクドナルド(Ramsay MacDonald)首相とサイモン(Sir John Simon)外相は、一九三三年三月一八日、

二〇日、ムッソリーニをベネチア宮に訪問した。英国首相のローマ訪問は異例のことでありこれは、ムッソリーニの自尊心をいやが上にも満足させる出来事であったことは想像にかたくない。マクドナルドの訪問は、この時期英国外交のムッソリーニ偏重を端的にあらわしたものであった。英国首相、外相はこの時ムッソリーニの創業をたたえ、四国協定については、その連盟規約尊重へ協定をあわすよう懇請した。⁽⁶⁾英国ではしかし、チャーチル(W. Churchill)が四国協定に絶対反対であり、セシル(Robert Cecil)も反対を表明していた。A・チェムバレンもなかなか賛成の態度をあらわさなかった。

フランスは、ムッソリーニ原案に最も批判的であったが、これは小協商との立場上当然のことであった。フランスは、その改訂案として次の条項をムッソリーニに手交した。一条については、四国のことにあたつての協議と協同を明文化する。二条の平和条約改訂については、さらに強力に連盟規約との緊密化を策し、規約一九条の一般条約改訂原則を尊重することでこの問題をカバーする。それとともに規約一〇条の独立と領土の一体の原則と、規約条項違反国への制裁条項である一六条とをこれにあわせしめる。⁽⁷⁾こうしてフランスはやはり英国に追随し、ムッソリーニ主催の四国協定成立に能う限りの協同を行わんとした。そして小協商の具体的憂慮については、もし領土の変更について規約一九条適用の問題が提起されるような場合には、規約における全会一致主義(principe de unanimité)に訴えてフランスがそれを阻止するという主張をもってこれを慰撫した。しかし小協商は、これに耳を傾けるふうではなかった。

一方ドイツの方でもこの四国原案に素直に賛成という態度ではなかった。ドイツの原案批判のポイントは、その軍縮パリティの問題でこれを効果的ならしめるため他の国々は、彼ら自身の軍備削減をはかりそのための会議に結集す

説

べしというものであった。そしてドイツの該パリテイに基づく再軍備は、一〇年間ではなく五年間に行わるべく、その時にはオーストリア、ハンガリー、ブルガリアともにそれぞれ再軍備を許されるべしというのであった。しかしこれらドイツの反対は、ヒットラーが最後これをおさえた。

論

こうして賛成、反対が四国協定原案⁽⁸⁾に対し乱れとんだが、ムッソリーニは主催者としてよくこれらに耳を傾けてその主張にきき、反対、批判を案配して四国協定の成立にこぎつけた。この結果四国協定は、一九三三年五月末日に四国間に大体の合意をみ、六月七日その条項の全文について完全な合意が成立した。

四国協定の成立（一九三三年六月七日）

こうして成立した四国協定は、次の如くなつた。⁽⁹⁾

国際連盟常任理事国としての特別責任とロカルノ協定署名国としての責任を自覚し (conscients des responsabilités particulières)、欧州平和への確信を強化する連帯を意識し、国際連盟規約、ロカルノ協定、ブリアン—ケロック協定 (le Pacte Briand-Kellog) の諸義務を忠実に遵守し、また武力放棄宣言、一九三二年二月一日のジュネーヴ宣言を考慮し、連盟規約内のその義務達成の方法と手続に効果を与えることに熱意をもって四国代表は、以下の条項の締結に同意する。

一条、締約国は、彼らに属する全問題に関して協議する。彼らは国際連盟の枠内で、平和維持の見地をもって全国家間の効果的協調政策の追求に努力する。

二条、国際連盟規約、特にその一〇条、一六条、一九条に関して締約国は彼らの間で連盟正規機関によってとられ

得る決定にとらわれず (Without prejudice to decisions, sous réserve de décisions.) これら条項に効果を与えようように考慮された方法、手続に関するすべての提案を検討することを決定する。

三条、締約国は、世界軍縮会議の成功を確保するあらゆる努力をなす。もし彼らに特に関係ある問題が、軍縮会議閉会後も未解決で残るならば、現協定追求の過程で適当な機関を通じてこれら問題の解決をはかる見地をもって、彼らの間で諸問題を再検討する権利を保留する。

四条、締約国は、国際連盟の枠内で解決する見地をもって、欧州と特にその経済的復興に共通の利害をもつ全経済問題につきともに討議する彼らの願望を確認する。

五条、協定存続期間は、一〇年とする。八年目の終る前に別段の意思表示がない場合、協定は無期限に継続する。これを終結するには、二年の予告期間を必要とする。

六条、テキストの正本は、フランス語とする。協定は国際連盟に登録される。

こうして世紀の平和解決協定は成立した。その効果は、協定の利用如何によつては一九三九年の破局を避け得、小協商はその自主独立を保持し得たであろうと回顧されるものであった。しかし四国協定は調印の後、独伊両国はこれを批准したが、ついにこれは英仏両国において批准されることなく結局四国協定は、廃棄され終つたのであった。廃棄の実際理由は、小協商の反対とフランスのそれへの同調であつたことはいうまでもない。ムッソリーニの構想は、こうしてあえなくつひえた。ムッソリーニの憤懣は、まさに思うべきものがあつた。しかしこの協定をとにもかくにも一旦成立させた英仏両国外交は、ムッソリーニ・イタリアの当時の重要性をおもんばかつて精一杯の努力を重ね、

この方向で対伊融和外交を展開したのであり、この観点から四国協定は英仏伊三国外交関係にとってすこぶる重要な意義をもつものであったことは否定し得べくもないと断ぜざるを得ないのである。

論

- (1) D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. V, 1933, ed. by E. L. Woodward & R. Butler, 1956, No. 45, R. Graham to R. Vansittart, Rome, March 21, 1933, pp. 80-85. 英国首相 (R. MacDonald) と外相 (John Simon) は一九三三年三月一八日から二〇日までローマを訪れた。この時ムッソリーニは、四国協定案を彼らに示したがその原案は、ムッソリーニ自身が休暇をとってローマ近郊の山小屋 (a small village in the hills) でしたためたものであった。このことを疑う理由は見出せないと、駐伊英大使 Graham はのべている。ムッソリーニはこの時、英国首相にこの種類の協定は欧州四国 (英仏独伊) によって署名されるべきである。それはそのことが平和を保障し、欧州に敵対する二つの二国間ブロックの存在を消去することになるからだと述べた。

- (2) D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. IV, 1932-33, ed. by E. L. Woodward & R. Butler, 1950, Enclosure in No. 143, Bülow to Neuton, Berlin, Oct. 7, 1932, p. 224. 軍縮会議についてはあるが、英独仏伊四国の会議開催が、ここで英政府から示唆されている。D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. V, 1933, No. 37, Graham to Simon, Rome, March 4, 1933, pp. 56-57. ここでムッソリーニが、欧州問題の全般的解決について、仏伊両国間の話し合いより大国間の談合をよりよいとしていることが報じられた。欧州問題としてポーランド廻廊、ダンチヒ、ハンガリー情勢、国際連盟、ヒットラーのローマ訪問等がとりあげられた。イタリアのシリア進出問題は、この時ムッソリーニの関心外であるといわれた。

- (3) Ibid., No. 44, Graham to Vansittart, Rome, March 20, 1933, pp. 66-67.

- (4) D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. IV, Enclosure in No. 220, Declaration, Dec. 11, 1932, pp. 377-78. 一九三二年一月二日、世界軍縮会議は、ジュネーブで開催されたがその後九月一六日、たちまちにしてドイツの脱会をみた。この宣言は、ドイツの軍縮会議復帰につきドイツの権利の平等と、他国の軍縮への努力を条件とすることをうたったものであった。文章甚だ不明確であるが、権利の平等がすべての国家にとっての安全保障であること、その平等原則の適用を軍縮会議で討議すること、英仏伊独米五カ国が軍縮達成に努力すること等がうたわれている。しかし軍縮会議再開の一九三三年二月にはすで

にヒットラー台閣にあり、その前途は極めて困難なものとなった。

- (5) D. B. F. P., op. cit., Sec. Ser., Vol. V, No. 54, Geneva Conversation, Mar. 25, 1933, No. 56, Simon Conversation with Titulesco, Mar. 27, 1933 and No. 57, Simon Conversation with Fottich, Mar. 27, 1933, pp. 106-109 & 110-113. 英外相サイモンとチェッコノスロバキア大統領ベネシエ(E. Benes) ルーマニア外相チトレスク(N. Titulesco) ニューゴースラビア国連代表 Fottich 等との会談で小協商の三名は、四国協定の談合に非常な危惧を表明した。その中心は、もちろん平和条約改訂問題であり、ベネシエはチェッコ国境内に七〇万人のハンガリー人をかかえ条約改訂という場合、当然この問題がハンガリーから提出されるであろうとのべ、条約改訂は必然的にベルサイユ国境の変更問題となると指摘した。チトレスクも同様のルーマニアとハンガリーとの摩擦問題を取りあげた。ニューゴースラビアは、ダルマチアにおけるイタリア膨張主義の宣伝活動の激しさをのべ、そこでは八〇万の人口の中でただ五千人のイタリア人がイタリア国籍をとっているにすぎないのだが、といった。そして小協商の三名は、連盟規約一九条の条約改訂問題を一樣にとりあげ、平和条約改訂問題が武力で強行されないとしても、一九条を楯にとった主張がますます危険性があると指摘した。一九条については、法学論集、第五号(一九八一年七月)、「N・チェムパレンの宥和政策とベルサイユ平和」、連盟規約一九条「一二頁—一三頁参照」。

- (6) Ibid., Enclosure C [2] in No. 44, Mar. 19, 1933, No. 51, Vansittart To Pattenon, Mar. 24, 1933 & No. 53, Pattenon, Geneva, Mar. 25, 1933, pp. 68-69 & 103-105. 英国にとつても四国協定原案の承認は、大問題であった。もちろんこれを丸々うのみにすることはできなかったが、能う限りの原案尊重精神でムッソリーニを融和しようという態度は明らかであった。二条の平和条約改訂については、ムッソリーニは改訂原則を全的に前面に押し出す印象であるが、英国案はこれを国家間紛争に導く如き条件の生起した時(When condition arises that might lead to a conflict between nations)として具体的制限のたがをはめようとしている。軍縮におけるドイツの権利平等の回復問題は、ムッソリーニによってこれも前面に強くすえられたが、英国案はこれを一九三二年一月一日の五カ国決議に基づき、また一九三三年三月一六日に英国軍縮会議代表によって提起されたそれとしてやはりこれに一般性を与える努力をしその達成は、国際会議の積み重ねによって行へしとしている。四条の植民地部門における四国の協調と共同行為についての条文は、削除されている。

- (7) Ibid., No. 60, Graham, Rome, Mar. 30, 1933, No. 76, French Ambassador, London, Apr. 11, 1933, No. 78, & No. 79, Graham, Rome, Apr. 14, 1933 and No. 90, Graham, Rome, Apr. 25, 1933, pp. 117, 138-142, 142-144 & 162. グラハムの

四国協定原案は、ムッソリーニ原案を全く一般化して特長をぬき去ってしまったものといえる。そしてそれは、これよりもさらに一般化した形で最終四国協定となるのである。しかしフランスが、この協定に参加したという事実が、小協商の反対という状況下では特異なことであった。そこにフランスのどうしようもない英国追隨の事実がある。フランス案では二条の平和条約改訂は、ついに文言としてとりはらわれてしまう。そしてすべての平和維持意図と行動を国際連盟の枠内のそれと規定してしまう。英国は連盟とは独自の四国協定の立場を主張したが、仏案は四国協定を連盟の厳格な枠内へ、特に一〇条、一六条、一九条の中へ包摂してしまう。ドイツの軍縮における権利の平等 (Égalité des droits) も一般軍縮原則の中へとりこまれ、それは規約八条によって規整されている。その他は一般的欧州平和協調、共同がうたわれているのみである。そしてムッソリーニはまたムッソリーニで、この情勢下で仏案をのみ、自己の原案には何ら執着しない。むしろ彼がドイツの仏案反対を慰撫しているのがある。ここにムッソリーニの独裁者としての面目がある。

- (8) Ibid., No. 97, Simon to Rumbold in Berlin, Apr. 27, 1933, No. 144, Graham, Rome, May 13, 1933, No. 149, Simon to Graham in Rome, May 17, 1933, No. 150, Tyrrell, Paris, May 17, 1933, Enclosure in No. 153, Hitler's speech, May 17, 1933, No. 159, Tyrrell, Paris, May 19, 1933, No. 167, Vansittart to Graham in Rome, May 22, 1933 and No. 188, Patteson, Geneva, May 31, 1933. ドイツの四国協定批判、反対は、特にフランス原案に対し強く、それがムッソリーニによる一九三三年二月一日のドイツ平等権への言及を消去したこと、規約条項の実現方法と手続きへの言及はななくもなであること、フランスの挿入した規約一六条は、無用であること、同一九条偏重は、ドイツのいたくもない腹をさぐるものであること、ヨーロッパ共同体は無用の言及であり、従来これは無効果であったこと等をあげつらい、もしくは主張した。それは激しいもので、ムッソリーニはわざわざヒットラーに彼の演説がこの風潮への刺激にならぬよう要請したほどであった。またルーズベルト米大統領 (President Roosevelt) も、一般軍縮会議とからめてドイツに融和路線を訴えた。ヒットラーは、ドイツの軍縮平等権は軍縮達成の出発点であると獅子吼したが、例の如くドイツは現在何らの軍備を有せず、いかなる不侵略協定にも率先して加入する、ルーズベルト大統領を欧州平和の保障者とすると演説した。これが、ドイツの四国協定での妥協を推進した。フランスについては、ドイツの仏案に対する批判、反対をいちいち反駁して妥協の態度を示さなかつた。

(9) Ibid., Enclosure in No. 204, June 7, 1933, pp. 327-30.